

第 29 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 11 月 8 日 (火) 午後 1 時 00 分から
(農業者年金研修会 午後 1 時から 1 時 45 分まで)
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①県選出国會議員との農政懇談会への課題提出について
②令和 4 年度の農業功績者・農業名人の推薦について
③第 7 回長野県農業委員会大会 (11 月 16 日) の
スケジュールについて
④農地利用調整会議 (11 月 24 日) について
⑤農地あわせん事業について
⑥期末旅行について
⑦その他
- 5 その他
①農地相談会の報告について
②情報提供
③当面の日程について

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
後藤幸子	高木繁雄		

7 欠席委員

北爪秀夫			
------	--	--	--

8 議事録署名委員

征矢昌博	伊藤篤
------	-----

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局次長	東澤規江	事務局	清水栄子

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございます。北爪秀夫委員が欠席でございますが、ほか、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から第29回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	会長挨拶
事務局	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、征矢昌博委員と伊藤篤委員を指名します。
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告 3件 31筆</p> <p>②農地法第18条の規定による合意解約について報告 5件 8筆</p> <p>③農業振興地域農用地区域軽微変更の届出について報告 1件 1筆</p>
議長 唐澤喜廣委員	では、報告事項①から報告事項③を通してご意見等ございますか。 報告事項①の番号4-31についてですが、地目が宅地となっている筆がありますが。
事務局	地目は宅地ではありませんが、実際は畑として使用しています。台帳に載せる時は現況主義で取り扱いをしていますので、今回、報告に含ませていただきました。
議長 唐澤喜廣委員	台帳は宅地とのことですが、あくまで現況主義ということですか。
議長	分かりました。
委員一同	他に報告事項について、質問・ご意見ございますか。
議長	(特になし)
議長	では、質問等なければ、報告事項①から③について、受理と致します。
事務局	報告事項は以上となります。
議長	2 議事
事務局	議案第1号 農地審議 農地法第4条についてを議題と致します。 朗読 上程

議 長	1件 1筆 内容は以上の通りですが、地区担当の北爪委員が欠席でございますので、事務局から追加での説明をお願いします。
事務局	はい。北爪委員に代わり、事務局から申請書を説明させていただきます。転用事業者の[]は[]を営んでおられる方です。現在、この[]されていまして、今後も経営を拡大する計画とのことです。そこで、資材や機械を屋根のある建物内で管理する目的で農業用の資機材置き場を建設したいということです。また、[]のため、[]を作り、事業拡大を図っていくということです。場所については、会議資料を見ていただきますと、青色に囲っている箇所[]のうちの赤く区切った 435 m ² 、またその南側、赤色で囲った[]の 2,069 m ² が農振農用地ということになっています。この農地北側に[]申請者の既存施設があります。周辺農地への影響等は特にないということで聞いております。
議 長	議案書にある通り、農振法の農用地利用計画の指定用途に利用する場合ということになっており、農業用の施設ということです。皆さんからの質問・ご意見ございますか。
唐澤喜廣委員	先ほどの報告事項③にありました「農業振興地域農用地区域軽微変更の届出」と関連の案件になるようですが、もう少し、詳しく説明をお願いしますか。
事務局	農振農用地のところに農業用の建物を建てる場合は、1ヘクタール未満のところであれば農振法で軽微変更の届出報告が必要となります。また、農業用の建物は農業用施設用地という扱いになるので、併せて農地法第4条の転用申請が必要となります。
議 長 事務局	農地法第4条の許可が必要なわけですね。 追加になりますが、農業用施設は2アール未満の建設であれば、届出だけで可能です。今回は2アールを超える農業用施設倉庫になりますので、その場合は、4条または5条の転用許可申請が必要となり、本案件の申請となっています。
唐木義秋委員 事務局	農地ハンドブックに沿って説明をお願いしますか。 分かりました。農振法に基づく農業振興地域からの農振除外や軽微変更というものと、農地法に基づく農地転用とは区別して考えていただきたいと思います。まず、農振法に関してですが、農業振興地域、いわゆる青地の部分に関しては、農地以外のものに転用したいという場合、「農振除外」が必要になりますが、農業用施設や農業用の倉庫などの一定のものであれば農振除外をせずに「軽微変更」の届出をすれば計画として認められる、ということになっています。なので、通常の農振除外では青地から白地になりますが、「軽微変更」の場合はそこに農業用施設を建てたとしても青地のままで白地にはなりません。この「軽微変更」は、建設する農業用施設が

1ヘクタール未満であれば可能となり、今回の[]施設は面積が1ヘクタールを超えないので、農振法については「軽微変更」の届出だけで済む形となります。これが、報告事項③の案件になります。次に「農地法」の転用に関しては、農業用の施設倉庫であれば2アール未満のものであれば届出のみで許可申請は必要ありませんが、この[]施設は全てを合わせると857㎡ということで2アールを超えるため、農地転用の許可が必要となります。今回の申請地、[]については、白地と青地が混在しています。農地ハンドブックでは、4-10ページの転用の部分に「農用地区域内にある農地は原則として許可できない」とあります。ただし、不許可の例外として「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供するもの」という項目があり、これが農業用施設のことを指します。今回の議案については、この許可基準「不許可の例外」に当てはめて審議していただくものになります。また、もうひとつの[]については第1種農地になり、こちらも原則不許可ですが、農地ハンドブックの4-12ページにある不許可の例外の③「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設」に当てはめ、不許可の例外の部分で審議をしていただくものになります。

唐木義秋委員

はい。分かりました。

議長

土地が分かれていることが、複雑化してしまっている要因かもしれませんね。他に質問等ございますか。

委員一同

(特になし)

議長

よろしいでしょうか。質問がなければ、この議案第1号の案件、可としてよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長

では、議案第1号の案件は、可といたします。

議長

続いて、議案第2号に移ります。議案第2号・農地審議 農地法第5条関係についてを議案といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

朗読 上程

3件 5筆

議長

では、1件ずつ審議をいたします。まず、1番の案件について、征矢昌博委員からの説明をお願いします。

征矢昌博委員

場所は北殿駅の北側、以前にケイヨーD2のあった場所の南側で川沿いの土地になります。公図上は3筆ですが、1枚の田んぼとして耕作しているところになります。そこに[]が5棟の建売住宅を建設する計画になっています。令和5年から6年に北側の入り口に近い3棟、令和7年から8年に残りの2棟を建てることになっています。川沿いに進入路を設けてコンクリートの擁壁を整備し、雨水については敷地内に排水樹

議 長	<p>を設置、上水道は村営のものを使い、下水も道沿いの方から取入れ口があるので、そちらに接続して使用するということです。特に問題はないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>農地区分は3種となっております。この1番の案件について、質問等ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>質問などないようでしたら、この案件を可といたしますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号・1番の案件を可といたします。</p> <p>続いて2番の案件に移ります。こちらの案件については、伊藤篤委員からの説明をお願いします。</p>
伊藤篤委員	<p>場所は吹上線から中込線の北の方へ入った住宅地の一画になります。この地区にはゴミステーションがないということで、この場所にステーションを建てるという北殿区の本年度の計画からの実施になります。面積的には一坪程度のプレハブの建物になりますが、道路と土地の間に約1mほどの段差がありまして、その分を基礎で嵩上げしている形です。実は、現状すでに建物が建っておりまして、事後申請ということになっておりますが、区の公共的なものでありますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>この土地は1種農地ですので、違う場所にできなかったのかと感じています。この土地を選定した理由や経過は分かりますでしょうか。</p>
伊藤篤委員	<p>位置図を見ていただきますと、周りのほとんどが宅地となり家が建っております。[REDACTED]。ゴミステーションの建っている箇所は道路近くのほとんど畔の部分、法面となっているので、農地ではありますが、畔の部分であるという状況の中で判断していただければと思っています。</p>
議 長	<p>この圃場の耕作には特に影響がないと考えて良いですか。</p>
伊藤篤委員	<p>基礎で固めてありますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>分かりました。では、2番の案件について、他に質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ありませんか。では、2番の案件については1種農地でありますので、この案件を可とされる方の挙手をお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>はい。全員の挙手で賛同をいただきましたので、この議案第2号・2番の案件については可といたします。</p>
議 長	<p>続いて、3番の案件に移ります。こちらは、酒井文代委員からの説明をお願いします。</p>
酒井文代委員	<p>こちらの譲受人[REDACTED]は、譲渡人の[REDACTED]にあたります。土地の場所は春日街道沿い、タイヤテックの向かい側になります。</p>

以前から [] 家を建て暮らしていますが、手狭になったため、農業倉庫以外のもの、こちらにはキャンプ用品等駐車場という内容で説明がありました。 [] 野菜作りをされており、ゆくゆくは農機具を置いてこの場所で作業をしたいとお話がありました。土地の西側が少し空いているのですが、これは奥の北側にある農地へのルートと、春日街道の拡張用に空けなければならないということだそうです。雨水等は宅地内処理でできると思いますし、建物は9m四方の平屋を建てる予定とのことです。駐車場にする予定もあるようですが、農機具も置けるのでとても良いと思っています。よろしくお願ひいたします。

議長
委員一同
議長
委員一同
議長

はい。こちらは3種農地の判断になります。質問・ご意見ございますか。
(特になし)
ないようでしたら、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第2号・3番の案件を可といたします。

議長
事務局
議長

続きまして、議案第3号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細についてを議題といたします。

朗読 上程
33件 69筆

委員一同
議長
委員一同
議長
唐澤喜廣委員

説明のあった通りですが、番号4-77については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、征矢委員は審議に参加できませんので、先に番号4-77の審議を行います。議案第3号・番号4-77について、質問・ご意見ございますか。

(特になし)
なければ、この案件、第3号・番号4-77については可といたします。
(異議なし)

征矢昌博委員

それでは、他の案件、全体を通して何か質問・ご意見ございますか。
番号4-93についてですが、 [] とあります。止むを得ないとは思いますが、 [] という長い契約期間を認めて良いものかどうか、少し疑問を感じています。

議長

借受けする [] は、 [] にあたります。 [] でもありますし、議案第2号・1番の案件、 [] への売買にあった土地を耕作していたのが [] になります。その土地の代わりに、別の土地で耕作を続けるということです。 [] の契約期間についても、長く耕作して欲しいため、とのことでした。

唐木義秋委員

期間については、長いからといって特に問題ありませんよね。他にどなたか質問・ご意見ございますか。
 [] から牧草地を借りる時に、水稻と金額が大きく異なるようですが、使用料など何かルールがあるのか教えていただきたいです。

唐澤喜廣委員	決まりではないのですが、 にはそのような歴史があり、今まで借りていた時の金額と同様の金額で借りるとというのが の考え方のようです。
議 長	牧草の場合、返却してすぐ畑に戻せるものでもないので、あくまで貸す人と借りる人の話し合いになるかとは思いますが。
唐木義秋委員	分かりました。もう1点、関連でお聞きしたいです。例えば田んぼの場合でも、ずっと土地や人間同士の繋がりがあって相場以上の賃料を払っていたような土地で、契約更新の際に金額を変更したい場合でも、それは、それぞれでの互いの交渉ということですね。
唐澤喜廣委員	農業委員として聞かれば、現況はこれぐらいですよとは言えますが、実際の金額が高いから安くしましょうとは言えないですね。
唐木義秋委員	世の中の相場などは開示しても、皆さんが実際に借りている金額などと言って良いものかということなのですが。
事 務 局	料金については、毎年2月頃にはあくまで平均ということで紹介はしています。基本的にはお互いで決めていただくのが良いとは思いますが、先日あったトラブルを紹介させていただきたいと思います。更新の時期が近づいたときに、基本的な料金より高い金額の土地があり、借受人に事情をお伺いしたところ、先方も高額ではないかと感じておられたようで、「高すぎるのではないかと」逆に質問されました。その時に平均より高い旨をお伝えしたところ、借受人の方が貸主に金額を交渉されたようで、その後、その貸主の方から「農業委員会が金額の高い安いを耕作者に指導した。そんなことが許されるのか」と相当ご立腹で役場に連絡がありました。ですので、トラブルを避けるためにも、金額についてはあくまで平均を示すのみで、それぞれの過去の経緯などもありますので、当事者間で決めていただく方が良いと感じています。
議 長	資料が毎年配布されるので、その金額を示す程度にして、金額の高い安いについてを口にするとトラブルになる可能性もありますので、委員の皆さんも留意していただきたいと思います。 他にご意見等ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	ご意見ないようでしたら、先に可とした番号4-77を除く、議案第3号の残りの案件を可といたしますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、議案第3号・番号4-74 から番号4-76、及び番号4-78 から番号4-106 までについてを可といたします。
議 長	では、続いて議案第4号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議案といたします。
事 務 局	朗読 上程

議 長	2件 2筆 はい。議案第4号・番号4-107、事務局から説明のあった通りです。[] []への売渡しです。質問等ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) 10月18日にあっせんが済んでおります。本案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、議案第4号・番号4-107を可といたします。 次は番号4-108になります。[]への売渡しです。
伊藤篤委員 議 長	伊藤篤委員から、説明ございますか。 特にありません。 こちら10月18日にあっせんが済んでおります。本案件も可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) それでは、議案第4号・番号4-108を可といたします。 議事は以上となります。
	3 協議事項
事務局 議 長	①県選出国會議員との農政懇談会への課題提出について ・11月11日(金)が提出期限のため、課題提出について協議を依頼。 日頃感じているような農政に対してのご意見などを出していただくよう、お願いいたします。
征矢昌博委員	水田活用直接支払交付金について、5年間のうちに一度も水田にしていな い田んぼは対象外になってしまう制度を見直していただけるとありがたい と思っています。
議 長	確かにこの問題はあちこちで取り上げられていますが、今、農水省の方で 考えているのは、5年に1回の中で水張り期間が1ヶ月以上あれば、水田 にしたとみなすという案が出てきています。水張りといっても代掻きまで が必要だということのようです。それを、どのように調査するかは分かり ませんが、恐らくその形になるのではないかと思います。今まで転作に協 力してきたのにもかかわらず、今度は水田にしなければならないという制 度への不満が農家の声ではありますので。
事務局	具体的に制度の中身をどのように変えればよいのか、変えて欲しいのか、 その点についてもご協議をお願いします。
征矢昌博委員	アスパラを栽培していますが、その土地を水田に戻すのは難しく、別の土 地でも野菜を作っていますが、水路を跨ぐような土地なのでコンバインな どの大型農機は水路を痛める可能性もあり、水張りまでならば可能かもし れませんが、稲作までは躊躇っているのが現状です。
唐木義秋委員	私の耕作地ではないのですが、ブルーベリーやサクランボを作っているよ

<p>議 長 征矢昌博委員</p>	<p>うな土地では、やはり水田に戻すのは難しいかと思ひます。 この交付金は、全ての転作が対象になるわけではないですよね。 私がやっているのは地域振興野菜で、白ネギとかアスパラも入っていたと思ひますが、それらを栽培していると交付金の対象になるというものだったと思ひます。</p>
<p>唐木義秋委員 議 長</p>	<p>ブルーベリーやサクランボは対象ではないのですね。失礼いたしました。 転作作物については確認が必要ですが、いずれにしても、この制度の5年問題というのは協議中ということで細部が具体的に決まってきたてはいないようですので、この制度が始まってから問題点を指摘する方が良い氣もしています。</p>
<p>唐澤喜廣委員 議 長</p>	<p>麦の自給率を、80%でも良いので、自給率上昇を目指すというのを要望として挙げていったらどうでしょうか。 昨年も、食料自給率の向上ということで品目別の数量の目標を設定し実現の道筋を具体的に示して欲しいというものを挙げています。米や麦についても、生産者が意欲を持って取り組めるようにして欲しいということも出しています。この場で纏めるのも難しいですし、11月11日提出で時間ありませんが、簡単でも結構ですのでこの要請事項の用紙の方へ記入して提出いただければと思ひます。私の方でも、要請事項として文章をつけてお願いしたいという考えでおります。</p>
<p>事務局</p>	<p>②令和4年度の農業功績者・農業名人の推薦について ・農業功績者・農業名人の令和4年度の推薦について、人物・団体の候補者選定協議を依頼。</p>
<p>伊藤篤委員</p>	<p>昨年 [] 候補に挙げた、 [] はいかがでしょうか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>数年前に私の方から推薦させていただいた [] さんを推したいです。 [] 心配される声もありましたが、有賀委員からも南殿の耕作されていない農地を一手に引き受けている点は評価しても良いのではないかと、という意見もいただいた記憶があります。</p>
<p>議 長 有賀晴彦委員</p>	<p>今、2名の候補者が挙げられましたが、1名に絞らなければなりません。判断材料として、お二人のプロフィールを示していただきたいのですが、この場でどちらかに決めなくてはなりませんか。</p>
<p>議 長 有賀晴彦委員</p>	<p>本日でなくて大丈夫です。 それでは、実績などのある程度の資料を示していただいてから判断したらどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年は、11月の総会で何人かの候補者を挙げていただき、12月の総会で推薦者を決定しました。その後、地区の担当委員さんがご本人に表彰の推薦について了解をいただき、了承が得られた後に事務局で取材にお伺いして調書を作り、期限までに提出するというスケジュールでした。今日、お二</p>

<p>議長 事務局 議長</p>	<p>人のどちらかを選定ということであれば、次の総会までにそれぞれの方について地元の委員さんに簡条書きにさせていただいたものを事務局で資料作成し、次回、12月の総会で提示して最終的に選定という形で良いのではないかと思います。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>最終決定が12月6日で、その後、12月16日までに間に合いますか。 その点は、事務局と地元の委員さんの頑張り次第です。 出来れば、11月16日の県の農業委員会大会の時にある程度の情報を出していただき、12月6日に最終決定という、そのような形でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) それでは、農業名人についての候補者は、どなたか思い当たる方はいらっしゃいますか。 (特になし) それでは、こちらについてもそれぞれで考えていただき、12月の総会で最終決定ということにしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>③第7回長野県農業委員会大会（11月16日）のスケジュールについて ・出発時刻など、当日のスケジュールなどについて事務局より説明。 ・各自、確認いただくよう依頼。</p>
<p>事務局</p>	<p>④農地利用調整会議（11月24日）について ・売買、貸借希望の農地リストなどの別添え資料を提示し、当日のスケジュールを含め、会議内容などを事務局より説明。 ・参考価格や個人情報等が掲載された資料については取り扱いに十分留意いただくよう案内。</p>
<p>議長</p>	<p>農地のマッチングと併せて、意見交換会など初めての取り組みもあります。質問などございますか。</p>
<p>後藤幸子委員 事務局</p>	<p>参加人数はどの程度を想定されていますか。 通知を送った対象者は、認定農業者や人・農地プランの中心経営体、農業委員会に申し出のあった方など、約110人になります。また、昨年の出席者は、40人程度でした。</p>
<p>後藤幸子委員</p>	<p>もうひとつ、貸付については中間管理事業での契約を勧めるということですが、10年以上という貸借期間で皆さん借りたいと思っているものでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>法律の改正で、令和7年の3月で利用権設定の制度が終了し、それ以降は中間管理事業での契約になります。今回、農地利用調整会議に出席される方は、認定農業者や人・農地プランに位置づけられた中心経営体の方が主になるので、10年以上という方はいらっしゃると思います。逆に、期間が長すぎるという方には、令和7年の3月までになりますが、利用権設定で</p>

議 長	<p>の契約も可能です。基本的には中間管理での契約に移行していくものなので、意欲のある農業者の方には、是非、中間管理を使っていたきたいと考えています。</p> <p>中間管理にしていく狙いという部分もありますので、その点は理解していただくということをお願いしたいと思います。</p>
事務局 議 長	<p>⑤農地あっせん事業について 2件 3筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P24～P29) ・補足説明をする。 ・委員からの質問や意見等なく、特に問題もなさそうなため、2件ともに可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
事務局	<p>⑥期末旅行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社、内容について3社のプランを示し、協議を依頼。 ・幹事の唐澤喜廣委員、唐木義秋委員より補足説明があり、農協観光でのプランで旅行内容について詳細を詰めていくことで各委員了承。
事務局	<p>4 その他</p> <p>①農地相談会の報告について (会議資料 P31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月23日(日)に実施した農地相談会について、当日の内容を報告。 ・事前に連絡のあった方は2人だったが、当日の相談者は3人。 ・伊藤篤委員より補足説明があり、1人の新規就農者の出席があったことが大きかったと思うと報告。
事務局	<p>②情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農資金について資料を提供し、活用できる方への周知を依頼。 ・青木村の太陽光発電施設の案件について、新聞記事を提示。記事の内容だけでは量れない事情もある旨を案内。
議 長	<p>雇用就農資金については、皆さんに資料を見て心得ていただきたいと思います。青木村の件については、事務局の説明通り新聞記事からは読み取れない部分もあり、いずれにしても、太陽光発電に関する案件の審議については、十分に留意する必要であると感じています。</p>
唐澤喜廣委員	<p>結果としては新聞記事の通りですが、ここに行き着くまでに様々な経緯があったようです。本来は自分の土地に施設を建てて農業所得の向上を図るという趣旨だと思いますが、ものすごく解釈が広がっているように感じます。この件があり、賠償責任にも発展する怖い案件であるということ、真剣に確固たる自信を持って審議しなければならないことを改めて思いました。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>③当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。
<p>松澤良行委員</p>	<p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地解消に関わる水保全会からの経費支援について <p>田畑地区での遊休農地の解消に関わる活動について、水保全会の方からその経費について支援があるということで昨年度末あたりに説明をいただいたと思うのですが、田畑の水保全会の役員さんへその支援のお願いをしたところ、村の水保全会事務局からはそのような広報がされていないような印象を受けました。逆に田畑地区だけがそうなのか、他でその支援をしていただいた地区があるのか、教えていただければと思います。また村の方へは、各地区の水保全会の団体組織へ、遊休農地に関わる経費への支援について広報しているのかどうか、次回総会の場で結構ですので教えていただきたいと思います。</p>
<p>議長 松澤良行委員</p>	<p>村の見解を聞ければ良いですか。</p> <p>村の方からもう一度、各地区の水保全会の役員へ経費の支援事業についてきちんと広報をしていただければと思います。その支援が受けられれば、遊休農地の解消がスムーズに行く場所もありますので。</p>
<p>議長</p>	<p>他の地区の皆さんも承知していただいた方が良いでしょうと思いますので、村側の担当者をお呼びして短時間で良いので説明をいただけるよう、事務局にはお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会実施について ・12月6日の総会後に懇親会を実施することです承。 <p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p> <p>閉会</p>
<p>唐澤会長代理</p>	<p>以上を持ちまして、第29回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後4時50分 終了)</p>

以上、第29回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年11月25日

議

長

高木繁雄

議事録署名委員

征夫昌博

議事録署名委員

田村 尊